

山梨県公報

第四百八十八号

令和六年

七月十八日

木曜日

目次

告示

○林業種苗生産事業者の登録.....二九五

○道路の区域変更.....二九五

公告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....二九五

○開発行為に関する工事の完了について.....二九六

告示

山梨県告示第百八十六号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者を登録した。
令和六年七月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

登録番号	生産事業者		生産事業の内容	事業所	
	氏名又は名称	住所		名称	所在地
山梨 四五六	広瀬永幸	甲州市塩山 上萩原二一 九八番地一	幼苗の育成及び 幼苗以外の苗木 の育成		甲州市塩山上 萩原

山梨県告示第百八十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和六年八月八日まで一般の縦覧に供する。
令和六年七月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 斐崎南アルプス中央線
- 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)		延長 (メートル)
	旧	新	
斐崎市田野町入戸野字下ノ原九八九番一地 先から 斐崎市清哲町折居字下反保四八六番一地先 まで	六・三 一六・九	一〇・二 三三・〇	五七二・七 五七二・七

公告

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
令和六年七月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市境川町石橋字小塚田千五百五十四番一、千五百五十四番三、千五百五十五番一、千五百五十五番二、千五百五十六番一、千五百五十六番二、千五百五十七番一、千五百五十七番二、千五百五十八番一、千五百五十八番二、千五百五十九番一、千五百五十九番二、千五百六十番一、千五百六十番二、千五百六十一番一、千五百六十一番二、千五百六十二番一、千五百六十二番二、千五百六十三番、千五百六十四番、千五百六十五番、千五百六十六番一、千五百六十八番一、千五百六十八番三、千五百六十八番四、千五百七十番、千五百七十一番、千五百七十二番、千五百七十三番一、千五百七十三番二、千五百七十五番一、千五百七十五番二、千五百七十六番一、千五百七十六番二、千五百七十七番一、千五百七十七番二

- 七十七番二、千五百七十九番一、千五百七十九番二、千五百八十番一、千五百八十番二、千五百八十二番一及び千五百八十二番三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町南二百四十九番十二 株式会社 KFKファクトリー 代表取締役 川口 正人

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年七月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市石和町東油川字北畑十二番二、十三番、十四番、十五番、二十二番一、二十二番四、二十三番一、二十四番一、二十五番一、三十四番一、三十五番一、九十六番一、九十七番一、九十八番一、百九番三、百十番一、百十一番四の一部、百二十一番、百二十二番、百二十三番一、百二十三番四及び百二十三番五の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎